

東京圏から山梨 甲府へ

单身

60万円

世帯

100万円

子ども1人につき 100万円加算

甲府市移住支援金制度

要件1

すべて当てはまる方が対象

- 1 移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住、または東京圏に在住し東京23区内へ通勤・通学していた
- 2 移住直前に連続1年以上東京23区内に在住または東京圏に在住し、東京23区内へ通勤通学していた

- 3 申請時に転入日より1年以内である

- 4 申請日から5年以上、甲府市内に住み続ける意思がある

※東京圏…東京、神奈川、千葉、埼玉(一部除外地域あり)
※雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者に限る

要件2

いずれか当てはまる方が対象

- 1 山梨県移住支援・就業マッチングサイトに掲載されている支援金対象求人に応募して新規就業した
- 2 プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した
- 3 やまなし地域課題解決型起業支援金の交付が決定している

- 4 移住元の仕事をテレワークで継続している

- 5 世帯全員が40歳未満で、関係人口に関する要件を満たしている

5の[関係人口]で申請される方は別途要件がございますので、甲府市HPをご確認ください

詳しい要件・要綱については甲府市HPをご覧ください

WEBで事前にお申し込みください

WEB申込QRコード▶▶



お問い合わせ

甲府市役所 連携共創課 自治体連携係 (甲府市役所本庁舎6階)

TEL.055-237-5319

FAX.055-220-6938

提出書類、交付までの流れなどは裏面へ

必ず提出いただくもの

- ① 甲府市移住支援金交付申請書【第1号様式】 ② 本人確認書類の写し（下記一覧参照）
- ③ 住民票の除票※又は本籍地で取得した戸籍の附票 移住前の該当の在住期間及び在住地が確認できるもの
- ④ 市税（区税）の滞納がないことを証明する書類※最新年度及び前年度の計2年度分

※ 世帯で申請する場合は世帯全員分の書類が必要です

本人確認書類

- ★1点確認で大丈夫なもの（写真付き）
- ・運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カードなど、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証及び証明書
- ★2点以上必要となるもの（Aの中から2点、またはAとBの2点による組み合わせ）
- A 健康保険証、年金手帳、高齢受給者証、介護保険被保険者証など、国又は地方公共団体の機関が発行したもの
 - B 社員証・学生証（顔写真付）など、国又は地方公共団体の機関以外で発行したもの、もしくは、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど（取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの）

該当するものについて提出が必要になるもの

- 東京圏に在住し、東京23区内に通勤・通学していた方
- ア 移住前の就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類
(例 在籍期間等証明書【第2-1号様式】・離職票 等)
- イ 移住前の在学期間を確認できる書類
(例 卒業証明書 等)
- テレワーク
- 就業証明書(移住支援金の申請用)【第2-3号様式】
- ※ 個人事業主、会社代表者の場合は、会社の登記簿に加え、テレワークを継続していることがわかる資料を追加提出いただく場合があります。詳しくはお問合せください。
- マッチングサイトを通じた就業
- 就業証明書(移住支援金の申請用)【第2-2号様式】
- 起業
- 山梨県起業支援金交付決定通知書
- 関係人口に関するものは要件ごとに提出書類が違いますのでHPでご確認ください

ここに記載されたものの以外にも書類の提出をお願いする場合があります

甲府市移住支援金交付までの流れ

